

個人情報加工し活用と保護両立

ビッグデータ売買に指針

車走行やカード履歴

政府はクレジットカードの購買情報や自動車の走行記録などから得られるビッグデータ(3面きよつのことば)を、企業が活用しやすくする指針を作った。氏名や電話番号、住所などを特定できないようにデータを加工すれば、本人の同意がなくても企業間で自由に売買できるようにする。ビッグデータを生かせば、より消費者の嗜好にあった商品やサービスの開発につながる。

共通ルールと5つの事例を示した

<ul style="list-style-type: none"> ●氏名や電話番号、カード番号などは削除 ●IDや会員番号は削除するか、仮IDに置き換え ●住所は市区町村単位まで ●年齢は10歳刻み 	
自動車の走行データ	<ul style="list-style-type: none"> ●出発/到着時情報は削除 ●速度は10キロ単位に <p>↓</p> <p>自動運転技術、オーダーメイド型の自動車保険の開発しやすく</p>
クレジットカードの購買情報	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務先は業種レベルに ●収入は300万円単位 <p>↓</p> <p>個人向け広告や詳細な市場調査可能に</p>
レジのPOSデータ	<ul style="list-style-type: none"> ●店舗名はOK ●限定品、超高級品は削除 <p>↓</p> <p>売れ行きや顧客層の分析しやすく</p>
交通系ICの乗降履歴	<ul style="list-style-type: none"> ●「北口改札」など出入り口情報は削除 ●カード残額、定期券情報は削除 <p>↓</p> <p>駅ビルの顧客動向の分析や、バス・タクシーとの連携がより精緻に</p>
電気のスマートメーター	<ul style="list-style-type: none"> ●家族構成は「1人・2人・3人・4人以上」の4区分 ●家の築年数は5年、床面積は20平方メートル単位 <p>↓</p> <p>家電メーカーとの連携などで効果的な節電が可能に</p>

政府の個人情報保護委員会が指針で具体的な加工方法を示した。5月30日に全面施行される改正個人情報保護法で、個人情報加工を十分に加工すれば本人の同意なしで二次利用できることになった。指針で具体的に加工方法を示したのは、クレジット

カードやPOS(販売時点情報管理)レジの購買履歴、自動車の走行データなど5項目。氏名や電話番号、住所の詳細な番地などを削ったりすることが柱だ。たとえば自動車の場合は車種名までは出さず、「高級車」「コンパクトカー」などと置き換える。詳細な住所を特定されないよう発車・停車時の数分間の情報はすべて削除する。

企業は指針に沿ってデータを加工すれば、本人の同意なしで第三者に売買できる。指針の水準に達しない加工方法でデータを転売した企業が見つければ保護委は企業名を公表したうえで指導、再発防止策も提出させる。保護委は年内にも企業向け相談窓口を設置する。企業からのニーズが高まれば、指針の対象に入らなかった電子マネーの購買履歴などを追加することも検討する。

海外では消費者保護を担う米連邦取引委員会(FTC)や、英国のプライバシー保護機関の情報コミッション(ICO)などが2012年に同様の加工指針を

作成。独BMWは今年、運転支援システムのモビルアイ(イスラエル)と車のデータを共有すると公表するなど、企業間のビッグデータのやりとりも活発になっている。日本でも経済界から、早期に対応するよう求める声相次いでいた。

今回の指針を受け企業は、自社で集めたデータを加工したうえで他社に売ったりデータベース化して有料で公開したりできる。データを受け取

った企業は、商品開発や市場調査に生かせる。自動車の走行データを分析することによって、より精緻な地図が必要な自動運転技術や、きめ細かく保険料を設定したオーダーメイド型保険の開発が進む可能性がある。

カード情報やレジのPOS情報を使えばメーカーと小売店の在庫管理の無駄の削減や、より顧客のニーズに合った商品の開発に結びつきそうだ。